

昭和二十五年政令第三百六十九号

閉鎖機関の引当財産の管理に関する政令
内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令
に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に
基き、この政令を制定する。

（この政令の趣旨）

第一条 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四
号。以下「令」という。）第一条に規定する閉
鎖機関の特殊清算終了後又は令第二十条第一項
の規定による指定の解除後における引当財産の
管理に関しては、この政令の定めるところによ
る。

（定義）

第二条 この政令において「引当財産」とは、令
第十九条第一項に規定する閉鎖機関が、同項又
は令第十九条の三第一項若しくは第二十条第二
項の規定により留保した財産をいう。

（閉鎖機関管理人）

第三条 引当財産の管理は、閉鎖機関管理人（以
下「管理人」という。）が行う。

2 管理人は、財務大臣又は財務大臣が選任した
者をもつて充てる。

3 財務大臣は、特別の事情があると認めるとき
は、その選任した管理人を解任することができ
る。この場合において、財務大臣が他の管理人
を選任しないときは、財務大臣が管理人とな
る。

4 財務大臣は、前二項の規定により管理人を選
任し、又は解任したときは、その旨を公告す
る。

（財産の引継）

第四条 引当財産を有する閉鎖機関の特殊清算人
は、特殊清算が終了し、令第十九条の二十二の
規定による特殊清算終了の登記（当該閉鎖機関
について登記がないときは、同条の規定による
公告）をした場合及び令第二十条第三項の規定
による閉鎖機関の指定の解除の告示があつた場
合においては、遅滞なく、当該閉鎖機関の引当
財産を当該閉鎖機関の管理人に引き継がなけれ
ばならない。この場合においては、特殊清算人
は、令第十九条の二十一第一項の規定により財
務大臣に提出した決算報告書及びその附属書の
写を、管理人に対し、引き渡さなければならな
い。

2 前項の閉鎖機関の特殊清算が終了した場合
（閉鎖機関の新会社が成立した場合を除く。）に
おいては、閉鎖機関の帳簿並びに当該機関の営

業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類
は、令第十九条の二十四の規定にかかわらず、
管理人が当該閉鎖機関の引当財産を管理する間
は、管理人が保存する。

（財産の管理）

第五条 管理人は、引当財産の管理に関し、当該
引当財産を所有する閉鎖機関を代理する一切の
権限を有する。

2 管理人は、引当財産を善良なる管理者の注意
をもつて管理しなければならない。

3 財務大臣は、その選任した管理人（以下本条
において「管理人」と略称する。）が行う引当
財産の管理の事務を監督する。

4 財務大臣は、管理人に対し、引当財産の管理
に関する事務について必要な指示をすることが
できる。

5 管理人は、何時でも、財務大臣に対し、引当
財産の管理に関する事務について必要な指示を
求めることができる。

6 管理人は、財務大臣の指示に基いてした行為
については、その責に任じない。但し、管理人
に不正の行為があつた場合は、この限りでな
い。

（管理の方法）

第六条 管理人は、第四条第一項の規定による引
当財産の引継を受けた後遅滞なく、引当財産の
管理の方法について、財務大臣の承認を受けな
ければならない。

（管理費用の負担）

第七条 引当財産の管理に必要な費用は、当該引
当財産を所有する閉鎖機関の負担とする。

2 管理人は、財務省令で定めるところにより、
その管理する引当財産から前項の費用を支弁す
るものとする。

（令第四条の禁止の解除）

第八条 令第四条第一項本文の規定（閉鎖機関の
財産の権利義務に変更を生ずる行為の禁止）
は、引当財産の管理に係る管理人の行為につい
ては適用しない。

（法人格の存続）

第九条 外国法人でない閉鎖機関は、特殊清算結
了の後、引当財産の管理の目的の範囲内及び
本邦内にある財産以外の財産に対する関係にお
いては、なお存続するものとみなす。

（時効の特例）

第十条 引当財産に関しては、時効は、他の法令
の規定にかかわらず、当該引当財産を所有する

閉鎖機関について令第十九条の二十二の規定に
よる公告をした日又は第二十条第三項の規定に
よる告示をした日の翌日から政令で指定する日
までは、進行しないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月一日法律第三
三三） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年二月二日法律第
一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日